

Title	政教分離とEUの展望：英独仏における宗教教育を手がかりとして
Author(s)	大木, 雅夫
Citation	キリスト教と諸学：論集, Volume23：85-112
URL	http://serve.seigakuin-univ.ac.jp/reps/modules/xoonips/detail.php?item_id=2825
Rights	

聖学院学術情報発信システム：SERVE

SEigakuin Repository for academic archiVE

政教分離とEUの展望

——英独仏における宗教教育を手がかりとして——

大木雅夫

一、序説——忘れられた宗教教育

西欧近代化の支柱は三つのRを頭文字とする歴史的イベントである。ルネッサンス (Renaissance) と 宗教改革 (Reformation) とローマ法の継受 (Rezeption des römischen Rechts) がそれである。日本の近代化は、初期資本主義の勃興に促された近代的思考と西欧の法的政治的体制の継受であって、宗教問題に立ち入ることのない不安定な二本柱であった。もともと欧化万能の明治三年に加藤弘之ら洋学者らの起案によって制定された「大学規則」は、学科を「教科、法科、理科、医科、文科」の五科に分ち、冒頭の「教科」は、学科目を意味する現在の用法とは異なり、「神教学」と「修身学」を意味し、明らかに西洋の大学における神学部を、その内実を知ることもなく、モデルとしたものであった。¹⁾ そもそも「帝国大学」の名称は、ナポレオンの学制改革における (*université impériale*) を模倣し、それによってわが国も帝国大学をもつ文明国であると喧伝した。しかし敢えて言おう。それは思わざるも甚だしく、それは当時設立以来三年を経た鹿鳴館全盛期の虚飾を髣髴とさせるのみであると。

ともあれそれに先んじて、遣欧使節岩倉具視に従い欧米の教育事情を視察した田中不二麻呂は、とりわけアメリカ流の学問分科による自由主義的教育令の制定を企てていた。しかし明治天皇は、かねて側近の儒学者元田永孚の感化を受け、明治一二年には彼に起草させた「教学聖旨」を公布し、その中で「仁義忠孝ヲ後ニシ洋風是競フ」がごときは「是我邦教学ノ本意ニ非サル也」と宣言した。その一〇年ほど後に内村鑑三の不敬事件が起こる。内村は二つのJすなわち“Jesus”と“Japan”に仕える人であったが、教育勅語謄本の前で頭を下げなかつたために論旨解職となる。この事件から一〇〇年経つても歴史の教訓を度外視して、しきりに類似の問題を繰り返して、歴史の教訓を学ぼうとしない国がある。人智の発展は牛歩の如しと思わざるをえないが、ともあれ伊藤博文や井上毅らは、実学至上主義に走り、大学における道徳や宗教の教育を学科目として認知しようとはしなかつた。宗教教育のごときは、女学校や私立大学において許容されるのみとなつた。

本稿において提起しようとする政教分離の問題は、近代化に際して道徳や宗教を置き忘れ、敢えて祭政一致の意識を誇示して憚らない国においては難問である。この国においては、古来政教間における真の意味の緊張関係は皆無に等しい。欧米教育制度に注目しても、その背景にある歴史と思想は棚上げして、形骸化した制度の輸入に専念した。法学教育の分野でも同様である。この国の法学教育は、法学部の上に大学院を置き、更には強大な外圧(submission)のもとに法科大学院を設けて、実務法曹養成の道を邁進した。わが国の法科大学院を“law school”と翻訳すれば、それはほとんど誤訳ではないか。屋上屋を重ね、木に竹を接ぐような大改革に驚きの目を見張つたのは、西欧の法律家たちであつた。懇切丁寧な法律家養成の制度を設けてもなおあきたりず、法律の素人から成る裁判員制度の導入にまで踏み込んだ。制度の背後にある文化の無視がもたらした悲劇的改革であり、私の立場からすれば、比較法制度論はあつても比較法文化論の育たない学問的風土のもたらした一大蹉跌というほかはない。

いささか本筋から離れかかっているかに見えるが、本筋は政教分離の問題である。しかし分離の形式ではなくて、分離の実態である。二〇〇〇年来キリスト教の伝統に立つヨーロッパにおけるその実態を鏡とし、わが国の宗教教育を映し出したいと思う。およそ知育 (instruction) と徳育 (education) の区別も知らず、知育が教育の全体を篡奪したかに見えるこの国には、教育テクノクラートも法律テクノクラートもいる。その両者とも、ほとんど匿名である。ここにおいてわれわれは、自ら教育を考え、法制度を目視しなければなるまい。そしてとりわけ西欧の研究と教育の歴史を顧みなければなるまい。

世界最古の大学といわれるボローニヤ大学からこれを見よう。この大学の創設は一一世紀末といわれるが、一三世紀にはこれがローマ教皇によって大学として認許され、そして神学部と医学部が創設された。法学は神学と共に研究し教育された。ここにヨーロッパ各地から留學生が集まったが、たとえばスイスからの留學生は、その約八割が剃髪し、聖職を得て留學生生活を送っていた。中世大学で (clerics) といえば、聖職者のみならず、学生一般をも意味していたことを知るべきであろう。⁵⁾

神学と法学が同時に研究教育される大学なればこそ、最高の学位はローマ法及びこれを基礎に形成された教会法としてのカノン法を修めた者に与えられる両法博士 (doctor iuris utriusque) の学位であり、歴代ローマ教皇の多くは、この学位の保持者であった。注目すべきことは、カノン法がローマ法の教会用要約版ではなく、古典古代に既に完成の域に達していた世俗的なローマ法を、精力的、かつ、謙虚に学び取り、これを発展させて中世社会の実情に適合させた最も進歩的な法体系だったということである。殊に一一世紀半ばにカノン法学を基礎付けた通称グラティアヌス教令集 (Decretum Gratiani) は、著者自身が (Concordantia discordantium Canonum) (矛盾宗規調和類集) と名づけことから明らかのように、スコラ神学の方法によって編纂された。⁶⁾ こうして中世「キリスト教

共同体」(corpus christianum)が統治されたのである。

政教分離の問題は、西欧のこの精神的・政治的状况において真の意味をもちえた。しかしわが国において江戸中期に差し掛かる頃、武家の道義的退廃を嘆く井原西鶴は、「武家義理物語」を書かなければならなかった。「東洋道徳西洋芸術」と叫ぶ佐久間象山は、西洋の学問技術の受容を願うあまりに、枕詞のように東洋道徳を振りかざしただけのことである。そして明治初年に権力の座にいた軽薄才子については多言を要しない。精神史的観点から幕末を特徴付けるものは神仏の死である。奈良平安は千年前、日蓮親鸞は五百年前のことである。江戸の教学は儒学を基礎にしたが、儒学は宗教ではなく、倫理学あるいは哲学に近い。神も仏も死んで久しい幕末にあつたものは、大混乱であり大変革であつた。知育をもつて教育のすべてと見るわが国において、政教分離を語ることは確かに至難の業であり、そこにどれだけの意味があるのか私に確信はない。

それにもかかわらず、久しく西洋法を学び、近時EU法の研究に携わつてきた者として、宗教が法の世界でいかなる意味をもつてきたかという問題を避けて通ることはできない。とりわけ近時、ヨーロッパを最も非宗教的な世界と見る見解も唱えられており、更にEC設立条約第一五一条の基本的規定を別とすれば、EUの憲法条約がかろうじて前文にヨーロッパの「文化的、宗教的、人文主義的遺産」の尊重を掲げるだけで、それ以上は何ら宗教問題に触れようとしないうち状況下においては、EU法における宗教問題の位置付けを吟味する必要がある。特に実学至上主義の支配下にあつてEU法の研究に携わる者としては、この問題は避けて通れないものと思うのである。

こうしてここに提起される問題は、広範な広がりをもつものであるから、ここではEU加盟国のうち英仏独の主要三国における政教分離原則の実現過程及び宗教教育の実情をいささか検討して、法と宗教の関係を視野に置き、将来のEU法研究における隅の首石を探索したいと思う。

二、EU加盟国における政教分離の歴史的背景

一、イギリス国教会の成立

イギリスにおける政教分離の発端は、ヘンリー八世の離婚問題にある。王妃キャサリンは五人の女兒を産んだが、男子を産まない。そこで王は妃と離婚して、愛するアン・ブリンとの再婚を意図し、教皇に願ひ出た。しかし教皇は、キャサリンの甥で神聖ローマ帝国の皇帝であるカール五世に抑えつけられていて、王の願ひを許そうとはしない。やむなく王はアン・ブリンと秘密の結婚をしよう。しかし彼女も女子しか生まず、後には姦通の廉で死刑に処される。王は何を得たのか。

この事件は、宗教改革などという高尚な名には値しない余りにも人間臭のただよう問題のように見える。実際ヘンリー八世自身は、ルターの宗教改革に反対する一書を著して教皇から「信仰の擁護者」(Defensor Fidei)との称号を与えられた人物であり、筋金入りのプロテスタントというわけではない。王位の後継者たりうる男子欲しさに教皇に盾突いただけのようにみえる。そして婚姻不解消というカトリックの大原則に違反したからヘンリー八世が悪いともみられるし、彼は宗教改革の旗手を勤めうるほどの人物でもない。実際には、イギリスの宗教改革の背後には、むしろ長期にわたって醸成されていた反カトリック主義とか、この離婚問題を契機として湧き上がった政治問題としての反教皇主義にあるとみるほうが真実に近いのではないか。

実際、婚姻不解消の原則そのものが既に揺らいでいた。婚姻の相手方に姦通とか悪意の遺棄という落度があるとか、身体的欠陥のゆえに結婚が成り立たないとか、近親婚禁止に触れるとされたような幾つかの場合に、裁判所は

「卓床別居」(separatio a mensa et thoro, Trennung von Tisch und Bett) という便法、すなわち離婚ではなくて別居だと称して救済していた⁽⁸⁾。他方において多数の博学的な神学者たちは、婚姻不解消の原則とはいへ、これは理想的な心掛けを宣言したものであり、これを法律にしようなどは考えていなかったと証言していたのである⁽⁹⁾。

それ以上に注目すべきことであるが、離婚事件よりも遙か以前に、アングリカン・チャーチは、ローマの軛からある程度まで脱出し、しかもそのために地方的統治組織を加工修正していた。カンタベリーやヨークの聖職者会議(Convocation) のような主教と牧師の会議が組織され、これは現在でもアングリカン・チャーチの支配組織としての総会議(General Synod) として残っている。それは、カノン法がキリスト教世界における普遍法とみなされる常識がイングランドでは必ずしも通用しないという意味である。

カノン法一般と婚姻不解消原則の動揺にもかかわらず、教皇は王の離婚を許さない。ヘンリー八世の苦悩は、教皇に対する憎悪と化した。王は一五二九年に議會を召集した。議會は、王の離婚問題に支持を表明したわけではないが、次第に反教皇への傾斜を見せていたのであり、布施制限法、遺言状検認手数料制限法をはじめ数々の反聖職者法を制定した。一五三三年には「初年度収入税上納禁止法」(Act in Restraint of Annates) を制定する。これは王国で主教職に任じられた者が初年度の収入税をローマ教皇庁に上納する制度を廃止したもので、反聖職者主義はようやく反教皇主義にまで傾き、ついに翌三三年の「上告禁止法」(Act in Restraint of Appeals) ではイギリスを主権国家と宣言して教皇至上権を否定。翌年の「国王至上法」においてイギリスの教会はローマ・カトリック教会から独立し、国教会が成立したのである⁽¹⁰⁾。ここにおいてイギリスにおける政教分離はその緒についたといえるであろう。

二、ドイツの宗教改革―ルターと領邦教会

ドイツにおける政教分離の歴史的背景は、イギリスの場合とは異なっている。その発端は、国王対教皇の対立ではなく、神学教授ルター対カトリック教会との抗争である。国教会を生んだのではなく、既に三〇〇余りの領邦国家に成立していた領邦教会 (Landeskirche) の分立を助長した¹⁾ことである。元来、領邦君主たちはその領邦の大司教であつたから、そこはカトリックの世界である。そこに福音主義の領邦君主が現れてルターを支え、ついに一五五五年のアウグスブルクの和議においては「支配者の宗教、その地に行われる」(cujus regio, ejus religio)、すなわち支配者の信仰が領内を支配するという領邦教会制が認められて、実際には領邦君主あるいは帝都都市当局のみがカトリックかルター派かの選択権をもつたのである。²⁾このような原則が生み出されたのは、三十年戦争が主戦場ドイツの破壊と廃墟だけをもたらし、ルター派とカトリック教会との何れかの側に勝利をもたらしたわけではないからである。ただルター派を支える領邦君主は、膨大な修道院財産を没収して財政再建を図り、またプロテスタントイイズムこそ資本主義を支えるイデオロギーとして注目されたからでもあるであろう。これらの事情は、確かにドイツこそ生粋のプロテスタント国家であるとの印象を与えるであろう。ただ宗教和議の成立したアウグスブルクにあるカトリック教会の敷地には、和議を記念してプロテスタントの教会が建っている。これがいかにも小さな礼拝堂のような建物であることは、意味深長なことと思われる。

ドイツの宗教改革は、強大な権力をもつカトリック教会の対抗勢力としてのプロテスタントを育てた。しかしドイツにおける政教分離が本格的に開始されるのは、一九世紀末のドイツ帝国統一以後のことであり、ルターの宗教改革以来その時までには、反宗教の旗を掲げたフランス大革命を目撃しなければならなかった。帝国の統一を達成したビスマルクは、依然として反プロイセン的態度をとるカトリック教会に対していわゆる文化闘争を敢行し、学

校に対する監督権を教会から国家に移し、遂に一九一九年のワイマール憲法は、若干の例外（公立学校における宗教教育や教会税及び従軍牧師の制度等）を付して、政教分離原則を樹立するに至つたのである。

三、フランスにおける政教分離の基礎としての「ライシテ」

近代的政治原理としての政教分離を基礎付けたものは、フランス大革命において自由・平等と共に掲げられた「ライシテ」(laïcité)の原則である。これは啓蒙思想に端を発する「世俗性」ないし「反宗教性」の意味である。

大革命の攻撃目標は、最初から国王にあったわけではない。ルイ一六世の処刑は革命勃発から三年半後のことである。革命勃発の直後に始まつたのは聖職者弾圧であり、四万人に及ぶ聖職者が追放され、逃亡し、身を隠した。抵抗して虐殺された聖職者数は、パリだけでも三名の司教を含む三〇〇人以上となっている。^⑫ 大革命の拠点は、全国に広大な領地をもち十分の一税の徴税権をもつ教会であり、特権階級の第一身分たる聖職者たちであった。教会はまた、行政面において社会の基礎単位としての家族・婚姻にかかわる管轄権を保持し、婚姻、出生、死亡、洗礼その他身分証書の一切を保管していた。革命政権は宗教婚に代えて民事婚を強制し、教会から身分証書類を没収しようとしたのであるが、いたるところで信者たちの頑強な抵抗を受けた革命権力は、当然に反教会立法をもって對抗した。^⑬ 修道院閉鎖、祭服製造販売の禁止、パリ街区におけるカトリック教徒の行進や儀式の禁止にも及び、それに追討ちをかけるように革命権力は、全市民に「自由平等 (Liberté-égalité) 宣誓」を強制し、更に聖職者には「民事身分法」(Constitution civile)を制定して自己の統制下に組み入れてしまった。こうしてリベルテ、エガリテにはライシテが加わるることによって政教分離が確立したのである。

それにして政教分離というフィナーレの意味を知るためには、聖俗の争いとみるだけでは問題を矮小化するこ

とならう。歴史家ゴデシヨは、これをカトリシズムと愛国心の争いとみる。カトリックが求めるものは永遠の生命であり、この世の幸せではない。愛国心の求めるものは、それではできるだけ早く「共通善」(bonheur commun)を実現することであり、しかも愛国心なるものは理性崇拜の「宗教」であり、愛国者はそのカルト(culte)すなわち正統ともいえぬ信者集団といえる。神々の争いに決着はありえないが、その後恐怖政治を経て、ようやく一七九五年二月二一日付けのデクレ(布告)によって教会と国家の分離が宣言された。宗教的儀式をするのは自由だが、共和国としては教会に対して土地建物も人件費も与えず、聖職者そのものの存在すら認めない教会大迫害の時代のことであった。

政教分離は息詰まる空気をもたらしていた。これを打開する力の持主はナポレオンであった。かれは王朝創設の野心を抱き、後継者を生まないジョゼフィーヌ・ボーアルネーと離婚するために婚姻不解消の大原則を踏みにじつてまで自ら離婚法を制定した。その上でオーストリア皇帝フランツ二世の娘マリー・テレーズと再婚して後継者を儲ける目的は達成したが、カトリック教会の大原則を破つたことは確かである。しかし彼は稀代の戦略家として、革命によってこじれきつた革命政権とカトリック教会間の関係を政教協約によって修復し、他方では民事婚を基礎とする民法典(いわゆるナポレオン法典)を制定して素志を貫徹した。

それにもかかわらず一九世紀フランスの政治体制が帝政と共和政との間で揺れ動いたように、宗教問題はその後フランスのいかなる政府のもとでも問題になり続けていた。特にカトリック教会は二派に分かれた。アンシャン・レジームの復活を望む一派と、共和政に立つ新秩序派との対立である。特にその後者は、一八八〇年代に反聖職者法を成立させ、一九〇四年に教皇座との外交関係を断ち、翌年一月九日法は、政教分離体制を確立した。国は教会に対して礼拝の自由を認めるが、土地建物を提供しないとの原則を確認し、教会はもはや公的セクターでなく、

私的セクターだとされた。教皇ヴェヘメンテル・ノースは、回勅を発してこの法律を非難した。その後のフランス立法は、好むと好まざるとにかかわりなく、ここに生じた深い溝を埋めようという任務を担うこととなったのである。¹⁴

三、英独仏における諸宗教の分布状況

これまでに英独仏における政教分離原則の発端を一瞥してきたが、それは幾つか水質の異なる源流が合わさって流れる大河のようなものである。イギリス法という大河にはコモン・ローとエクイティという色の異なる水が流れており、この二色の水は相まじわることなくこの大河を共に流れているという先人の比喻にも似た状況である。政教分離の大河は、河口においても同色の水を流してはいない。これまで英独仏の状況を一瞥してきたのは、差し当たりEUを構成する二七ヶ国の実態を掌握しきれないからである。次にここではEU構成諸国における諸宗教の実勢をみようとするが、域内における人の自由移動が認められるEUにおいて一國多宗教の傾向は強まるばかりである。とりあえずここでも英独仏に限って実態を一瞥しておこう。

一、イギリスにおける諸宗教の混在ぶりは、この国の複雑な国制ゆえに、はなはだ捉えにくい。グレイト・ブリテン (England, Wales, Scotland) だけを見ても二〇〇一年の統計では、キリスト教徒七一・一六%、イスラーム教徒二・七八%、ヒンドゥー教徒〇・九八%、シーク教徒〇・五九%、ユダヤ教徒〇・四七%、仏教徒〇・二六%、その他〇・三一%、無宗教一五・九四%、無回答七・五一%となっている。文字通り諸宗教は混在している。¹⁵ 最大多

数はキリスト教徒であるから、ここはキリスト教国といつてもよいが、人口の三割近くが異教徒と無宗教であることの意味を看過すべきではないであろう。

イギリスをキリスト教国というにしても、強調すべきことは、むしろそれが対抗する幾つもの宗派に別れている点である。二〇〇一年の時点でイングランドにおけるキリスト教諸派の信徒数を見れば、アングリカン・チャーチは一三七万という最大の信徒数を抱えている。しかし九三万のカソリックや三一万のメソジストをはじめとする諸宗派に所属する信者たちの総数は、アングリカン・チャーチの信徒の二倍にも及んでいるのである。^⑤

二、次にドイツに目を転ずれば、一見この国はプロテスタントの国と見えようが、現実にはカトリック教徒が二六五〇万で、プロテスタントより三〇万も多い。しかもプロテスタント系の諸教会は、全体として福音派教会といわれながら、領邦教会の伝統を受け継いでそれぞれ独立の単位をなしており、更にそれらからも別個独立の小さなプロテスタント教会が多数存在している。^⑦その上イスラーム教徒三二〇万、ユダヤ教徒一〇万、東方正教会一二〇万、その他小規模の宗教団体が多数あつて、その信者数は一六〇万、更に無宗教が二二〇〇万に達しているが、ここには共産圏に組み込まれて半世紀に及ぶ反教会教育を受けた旧東独住民のイデオロギーが反映している。^⑧そしてこれらの事情は、ドイツがプロテスタントの国であるとか単にキリスト教国と称するだけでは足りないことを如実に示すものである。しかしその半面においては、世界の大宗教としてのキリスト教に向き合うドイツ人の心性を日本人の宗教観と引き比べて論じたドイツ学者たちの説明を付け加えておく必要がある。アイゼンシュタット(Eisenstadt) やエルンスト・ハース(Ernst Haas)らは、キリスト教に向い合うドイツ人の心性が日本人の極端な世俗化思想(secularization)や諸宗教習合観(syncretism)とはまったく異なる鋭く指摘しているのである。^⑨

三、最後にフランスの状況を見よう。フランスはカトリック教国であり、その対抗勢力はプロテスタントであるといえ、ほとんど誤解である。フランスの人口約六〇〇万の内八〇％はカトリックと自称し、彼らこそ大革命時代の大迫害に耐え抜いた信者たちの子孫である。しかしその余の二〇％は、プロテスタント七五万、ユダヤ教徒六五万、東方正教徒二〇万等を含むものであり、特にフランス全人口の一〇％にあたる六〇〇万がイスラーム教徒であることは看過し得ないことである。この事実を知らなければ、湾岸戦争の折にフランスは国連に協力して派兵したが、実際に戦場に送られた兵士たちの主力が国籍を問わぬ外人部隊だったこと、またイラク戦争においてフランスが煮えきらぬ態度をとったことの背景などを洞察することはできないであろう。国民の一〇人に一人がイスラーム教徒を抱えるフランスがイスラーム教国に派兵することは、フランスがイスラーム人同士を戦わせることにもなりかねないのである。

なおここで付け加えるべきことがある。教勢は数値によつて把握されると思うが、最新の調査資料を用いても、それは絶対的なものではない。ことにフランスは八割がカトリック教徒とはいいながら、日曜日に教会のミサに出席しているのはその一五％であるにすぎない。諸宗教について一般的にいえることながら、そこにはいわゆる「帰属なき信仰」(believing without belonging) もあれば、「信仰なき帰属」(belonging without believing) もあるのである。⁽¹⁾ここで確実なことは、ある国の最大勢力の信者数をもつてその所属宗派の国とみることには誤解を招くということである。一概にカトリック教国とかプロテスタント国などというのは、必ずしも正確ではない。しかも政教分離の原則を樹立した先進諸国においても、それぞれの国においてその樹立の歴史的過程やその態様も極めて多様である。ヨーロッパ諸国が諸宗教混在状態だということであり、更にEU全体についてみても、カトリック五五・四％、プロテスタント一三・四％、アングリカン六・七％、正教会三・一％、イスラーム二・九％、ユダヤ〇・三％、その

他の宗派及び宗派に属しないもの一八・二五%となっている⁽²⁾。これはヨーロッパ統合のアキレス腱ではないか。そしてまた、近時わが国において宗教教育や道徳教育の必要を説く声高の主張を聞き、しかもたちまち消えて余韻も響かぬさまを見るにつけ、日本の過去現在にわたる教育の実態を掘り起こす必要があるであろう。そして歴史の教訓とは、政治的潮流の波に乗って成功の過去を礼賛し継承することではなくて、他山の石をも採取しながら、歴史的な大失敗を繰り返すまいとする誠実にして地道な態度のみだからである。

四、政教分離原則と英独仏における宗教教育の現状

英独仏の宗教事情を踏まえて、いよいよ政教分離と宗教教育の問題に取り組まなければならない。政教分離は近代国家の基本原理であるが、この原理を生み出した西洋諸国におけるその制度化の状況は、きわめて多様であり、全体像を把握することは至難の業である。本稿の最後にここでは政教分離の一つの現象形態として宗教教育の部面を取り上げ、しかも英独仏に限定してではあるが、それを掘り下げ、せめて他山の石を探し求めることにしたいと思う。

一、イギリスの宗教教育

イギリスの学校教育は、その当初大学教育から始まり、既にオックスフォード大学やケンブリッジ大学は、ポロニーヤ大学に匹敵する歴史をもっている。しかし一六世紀に教皇庁と断絶して国教会が成立してからは、これらの大学はその聖職者や貴族のための教育機関となった。一九世紀初頭にオックスフォード大学の卒業生の三分の二、

ケンブリッジ卒業生の半分が聖職についたといふ。

それにもかかわらずイギリスの学校教育、特に初等教育がキリスト教会や篤志家の手によって開始されたことは、銘記すべき事実である。一七世紀末各地には慈善学校 (charity school) が設立された。産業革命の華々しさのみを喧伝するのは、歴史を知らぬ視野狭窄である。ここでは常に貧富の格差を生み出していた。少年の酷使は道徳的退廃をもたらしていたが、少年に宗教教育を施し職業技術を教えたのは、いわゆる檻樓服学校 (ragged school) であった。そして共稼ぎ夫婦の子供を保育し教育したのは "dame-school"、すなわち女性が自宅を開放して読み書き算術を教える学校であった。日曜学校も、実はその流れの中にあつた。これはわが国のそれとは異なり、就労児童を雇主の干渉を避けて日曜日に集め、彼らに読み書きを教えた学校である。不就労児童のためには助教法学校 (monitorial school) があり、これは優秀な年長の生徒を助教 (monitor) として奉仕させ、安価な費用で多くの生徒を教育するためのものであつた。美しい教育は、美しい人々によって行われたいことを知るべきであろう。

イギリスは、ここに見たことから明らかなように「上からの」国家的命令によらず、「下からの」キリスト教徒の自発的意思によつて教育を開始した。従つてフランスやアメリカと異なり、憲法をもつて政教分離の原則を宣言するようなことはしていない。

何世紀にもわたつて初等教育を担つた教会は、国や地方公共団体の援助を受けない財団組織の男子寄宿校 (イートン、ハットロウ、ラグビー、ウインチェスター等) を設立した。これらは "public school" (全国的学校) と称せられるが、設立母体からして当然キリスト教教育がされている。そして現在イングランドとウェールズには約七五〇〇の特定宗派学校 (denominational school) があり、主として英国国教会とかローマンキャソリックの監督や援助を受けている。ほかにユダヤとかイスラーム系の学校もある。

問題は国立学校（全体で二万一〇〇〇校、内一万三〇〇〇校は市町村立）と宗教教育との関係である。ここでは政教分離の建前をとりながら、一八七〇年以來特定の宗派に限らない宗教教育を施し、登校日の合同礼拝を確保すべきものとされている。²⁷最近でも一九九八年の学校基準枠組法（the School Standards and Framework Act）は、これを踏襲し、なお、大多数の生徒がキリスト教以外の宗教に属している場合には、その宗教により合同礼拝を認め、国教会以外の少数宗教に対する行き届いた配慮が見られる。自由尊重はイギリス人にとって生来的なものといえるかもしれない。²⁸

それにもかかわらず、自由を与えながら、為政者側に周到な思慮があることを付け加えておこう。一般に日本の教育改革は、西欧諸国に比して驚くほど短兵急になされる嫌いがある。一〇年経てば十年に木になるが、一〇〇年経たなければ百年の木にはならない。イギリスの宗教教育に関する「協定教科表」（agreed syllabus）は、一九四四年の教育法以來半世紀以上も真剣に議論し続けられてきた。そこには文教当局の高圧的で陰險な強制とか露骨で気品のない誘導などはない。ただしその衝にあたる協議会のメンバーには注目する必要がある。第一に、キリスト教徒及び他の宗派に所属しながら、地方教育委員会から見て当該地方の主要な宗教的伝統を適切に反映しうる者、第二に、イングランドだけは国教会の代表、第三には教員組織の代表、そして第四に地方教育局（Local Education Authority = LEA）代表によって構成される。²⁹これは上意下達の権力的機関ではなく、教育の規制（providing）よりも権限委任（commission）の任務を「生徒と父母の擁護者」（champion of pupils and parents）という立場で遂行する組織なのである。³⁰まさにここにおいてこそ、イギリスの政教分離の本質を見るべきであろう。

二、ドイツの領邦国家と宗教教育

民衆の側からものを考え、それだけ民衆に幅広い自由を与えるイギリスに比して、ドイツ人は一般に法律を愛好している。そこには「授業の終了ベルが鳴れば、授業を止めなければならぬ」という法規定があり、またかつて啓蒙君主フリードリッヒ大王が施行したプロイセン一般ラント法 (das Allgemeine Landrecht für preussischen Staaten) には、「幼児は、母乳をもつて育てるべし」との規定があつた。当然のことが守られないから、法律があるという見方があり、現在では日本でも身近にその種の言説を耳にする。しかしこの種の議論を啓蒙君主の独善とかお節介として嘲笑したのはいずこも同じく、学者文化人ではなくて民衆であつた。

ともあれ法観念におけるドイツとイギリスとの相違と同様に、学校教育についての考え方にもかなりの相違がある。すでに述べたようにイギリスにおける初等教育は、キリスト教会や篤志家が果たした自主的な活動によつて開始された。その点はドイツでも同じであるが、ドイツの学校教育は、領邦教会の維持と領邦国家への依存度が高いように見える。ルターの宗教改革は、教育改革を基礎とし、そのためにルターは、「ドイツ全市の参事会員に宛ててキリスト教的学校を設立し、維持すべきこと」(一五二四年)を勧告した。そこでは、家庭教育などせいぜい礼儀作法を教え込む程度のことであるにすぎず、むしろ学識のある練達の教師による言語、教養、歴史教育こそ全世界に通用する人間を養成できるというルターの気宇雄大な教育思想が吐露されている。確かに家庭教育の重視は俗耳には親しむであろう。しかしそこでは、教育を最重要任務の一つとする近代国家の為政者が、あたかも顧みて他をいうがごとき印象を与えているとの謗りを免れない。もちろんルターによる宗教改革の後盾は領邦国家であり、そこに領邦教会 (Landeskirche) が成立するのであるが、この教会の監督 (Bischof: 司教) は領邦君主自身であつたから、彼の眼は民衆教育のみならず、とりわけ領邦国家の官僚と聖職者のための高等教育にも向けられていた。こ

これらの事情からして、その後のドイツにおける政教分離は、政教相互の「中立と寛容」の上に、双方の「同格」という傾向を引きずることになる。³⁵

この基本的姿勢は、ドイツにおける宗教教育の明文規定において明らかである。ドイツにおいては古来、そして現在に至るまで大きな教会は、多数の私立学校を経営してきた。その大多数は、公立学校に代わるものとして設置され、あるいは再組織されたものであるから、基本的には公立学校を規制対象とする法規が準用されている。³⁶

ドイツはイギリスと異なり、憲法第七条第一項において、全学校教育を国の監督下に置く旨を明確に宣言する。その上で、「宗教教育は、公立学校においては、宗教に関係ない学校を除いて、正規の教科目である。宗教教育は、宗教団体の教義にしたがって行われるものとする。ただし国の監督は、妨げられない。いかなる教師も、その意思に反して宗教教育を行う義務を負わせられてはならない」と規定する（第三項）。政教分離と相互的寛容の基本線は、ここに明確に示されているが、宗教教育が公立学校でも正規の教科目であるということは、注目すべきであり、当然これが私立学校にも準用されている。この原則的規定の背後には、アウグスブルクの和議にもかかわらず、新旧教間の戦争に勝敗の決着もつけえず、ヨーロッパに廃墟しかもたらさなかつた三十年戦争を直視する眼があり、これに関するドイツ人の歴史認識力がこの憲法を作ったといえる。そしてまたユダヤ人宗教団体を社会的に承認したのは、ナチスによるユダヤ人大虐殺を直視し、深刻に贖罪の意を表してのことであった。³⁵ 教師に対して自己の意思に反する宗教教育を義務付けないことも、二千年に及ぶ強固なキリスト教の伝統をもち、政教分離の原則についても正確な認識力のある国民においてはじめて到達しうる思想といえるであろう。

それにしても宗教教育がそれぞれ宗派に基づいてなされることを容認した上で、これを受けるか否かの決定権を親に与え、しかも一四歳以上の生徒には自己決定権をも認めている。それでもなおドイツに在住するイスラーム教

徒は三二〇万。その子女六〇万の教育を認めながら、公立学校でイスラームのヘッド・スカーフを許すかについて大問題が起こり、生徒には許されたが、教師にも認めるかについて大論争があったことは記憶に新しいであろう。宗教教育に関しては、理性的には説明のつかない問題がまつわりつくことを知るべきものと思う。³⁶

大學における宗教教育も単純ではない。ドイツの大学は、私立の法科大学であるブツェリウス大学を例外として、すべて国立大学であるが、そこには神学部が置かれている。教授の任命、カリキュラム、試験方法等は国家と教会間の協定によるが、その際発言力はカトリックがプロテスタントよりも強いと伝えられる。大學は国立なので、教授は官吏であり、教授資格さえあれば、どの大学でも教えられる。教授の招聘やその任免・移籍等に秘密などはなく、大学新聞等に公表される。およそ教授人事を秘密にすれば、必ず情実から不正すら生むことをドイツの学者たちは、常識として知っているからである。なおカトリックの大學で教えるには、教授資格のほかには布教辞令(missio canonica)を受けることが要求されているにしても、総じてドイツでは、政教分離とはいえ峻別よりも調整を目指し、その方向で宗教教育に対する積極的取組みをなしているのである。³⁷

三、フランスの宗教教育

フランスの学校教育にもキリスト教が大いにかかわってきたことは、多言を要しない。法学研究のポローニヤ大學に対抗して、パリ大學は神学とカノン法の研究教育に専念し、聖職者の養成を目指した。こうして法律学のポローニヤと神学のパリが、それぞれヨーロッパ随一の大学となっていた。³⁸ 初等中等教育においては既に教区設立の「小さな学校」(petite école)があった。幼児死亡率は、病死、虐待、捨て子等により、想像を絶する高率の時代であったが、まさにその時代に、ラサール(Ta Salle, J. B. dem, 1651-1719)が篤信の教師の養成と貧しい子弟の職業教

育を目指して創設したキリスト教学校修士会は、学校教育の普及に絶大な貢献をなしたのである。^⑧

キリスト教会との係わり合いを遮断したのは、大革命である。敵は国王よりも教皇とその教会だったから、革命の旗印は自由平等よりも「ライシテ」すなわち世俗性、非宗教性であった。ルターはプロテスタント系の領邦教会に支援を呼びかけたが、ナポレオンは自己の独裁権力を絶対化する手段として世俗性の旗を振った。まさにそのためにも彼は、帝国大学 (Université impériale) を創設した。初等教育も中等教育もその組織体系下におかれることになり、帝国大学そのものが上意下達の役割を果たしたのである。しかもナポレオンは、家族から政府の組織に至るいかなる組織の構築にも、軍隊組織をモデルにして厳格な階級制を導入した。大学総長 (Grand-Maitre) は、名目上内務大臣指揮下にあるが、現実には全能の権力者である。その下に学璽尚書 (chancelier) と総視学官 (inspecteurs généraux) という大官が続ぎ、その下に学長 (recteurs) が位置し、以下一般教員までの間にも複雑な階級を設けている^⑨。この種の階級制は、統制手段としては確かに有効であろうけれども、これは権威ある教皇とか権力あるナポレオンにして可能なことである。近時わが国も類似の改革が企てられており、学校長の下に複数の管理職を設けていると聞くが、到底賢明な策とはいえないであろう。

ナポレオンは、軍人ながら戦術家というよりも戦略家である。早くも一八〇一年六月一日日には、教皇庁とコンコルダを結んで平和を回復する頭脳をもっていた。しかし大革命の獲得物としての世俗性そのものは、その後フランスにおいて最も確実に貫かれたといえる。国立大学に神学部はない。法学部に教会法の講義はなく、時折憲法学者がそれに言及し、婚姻については民法学者が僅かに触れるという程度である。芸術大学だけが例外であり、その芸術学部では教会史が教えられている^⑩。確かに芸術は永遠であり、しかも宗教芸術を無視することはできないからであろう。

フランスの国立大学を見る限り、政教分離の原則が最も貫徹されているかに見える。それにしても事実は単純でない。パリ、ストラスブール、リヨンその他に設置された自由主義的なカトリック系学院は、カトリック教会の拠出金と学生の授業料によって経営されているが、国立大学と私立学院との合意に基づいて共同の学位を授与しており、更にストラスブール大学の場合には、かつて一九〇二年に教皇庁とドイツが締結した協定が生きていて、現在でも政教双方に通用する学位を授与している。ここでは伝統的に神学の研究教育が行われているということである。いささか逆説的ながら、統制しやすい大学よりも初等中等教育の方が、政教分離の実相を物語ると思われる。地方自治体の公教育において世俗性は原則である。そのような国なればこそ知育優先・学力重視のもとに進級を機械的な年齢制ではなく学習成果による過程制とし、飛び級も認めるが留年もある。しかし注目すべきことは、知育重視の国なればこそ、かえって德育をゆるがせにせず、水曜日を休日として宗教教育を家庭に委ねることすら許している。近時わが国でも宗教教育の必要性が説かれていると聞くが、いわゆる「有識者」たちは、知育の現況を徹底的に検証し、德育に属すべき宗教教育を誰がどのように教えるかについて熟慮した上で提言したのであるか。予めその教育の目標と方法を明確にするのでなければ、危険であろう。

フランスは公教育と知育 (instruction) 重視の国であるだけに、かえって私立学校の役割を見ておかなければならない。既に二月革命後一八四八年憲法は教育の自由を宣言していた。しかし一九世紀後半は政情と世情の激動期であり、しかも一九四六年憲法や一九五八年憲法には、教育の自由は掲げられていない。憲法院 (Conseil constitutionnel) だけがこの自由を基本的原則であると判決した。ここに私立学校の設立が許され、現在全国生徒の一八%がそこに学んでいる。私立学校の九〇%はカトリック系、残り一〇%がプロテスタントとユダヤ教と少数無宗教の学校である。注目すべきことであるが、法的根拠なしに私立学校は国家と契約を結び、教員給与や経常費の

全額が国庫負担になっていることである。学校付司祭 (aumoniers) の制度をみても、これは革命の英雄ナポレオンが創設したものであるが、第三共和政で廃止され、一九〇五年には復活、それに要する費用は、国費または父母の寄付等で賄うという有様である。既に述べたように、公立学校ですら宗教教育には配慮しており、しかも公教育の名において国家が国民に就学義務を課する限り、授業料はなく、小学校では教科書も教材も無償配布である。大學の場合にも授業料は安く、学生生活は快適である。また、世俗性原則といつても知的教育万能ではないし、政教分離一辺倒の国でもない。フランスの政教分離は、ベルリンの壁やイスラエルの壁とは異なり、きめ細かく構築された垣根ともいえそうである。それについても日本の非常識が外国では常識という例はいくらもあり、その常識を知ることこそ学問の果たすべき役割の一つといえるのではなからうか。学問や教育が問題になる限り、「東は東、西は西」とか「西洋芸術東洋道徳」と語ることは独断とか独善に属する。これはとりわけ教育行政の衝にある官僚や学者の最も自戒すべきことではないか。

五、あとがき——拡大EUと宗教問題の展望

カツエンシユタインによれば、「異論はあるにしても、ヨーロッパは世界で最も世俗的社会である」という。⁴⁵ 異論のあることを予想しての発言ながら、彼の視野に日本は入っていないかたである。奈良平安の仏教も江戸の儒教も昔日の面影を止めず、殊に幕末日本に清新澁刺たる宗教などはなかった。そして近代国家形成の段階に入っても宗教教育は無視された。世界で最も世俗的社会に生きる者として、キリスト教二千年の歴史と多様な宗教の混在するヨーロッパの政教分離や宗教教育を語るためには、広い時間的・空間的視野と精巧な衡器を必要とする。しか

もそこは、一九五七年の欧州経済共同体設立条約以来、「西欧の諸社会は、急速な、劇的で、しかも一見逆走できない世俗化過程を経めぐってきた。この点でポスト・クリスチャン・ヨーロッパ (post-Christian Europe) の到来といえるであろう⁽⁴⁾」といわれる社会である。確かに暗黒の前世紀前半からその後の現代ヨーロッパに生きる者にとつては、この時代をポスト・クリスチャンと特徴づけたくなるであろう。現実のヨーロッパ情勢もそれを要求している。東南欧数カ国が加盟している現在、第二次世界大戦以来半世紀にわたつて共産主義というセクト教育を受けてきた民衆にキリスト教への改宗を迫ることは、不可能に近い。ケマール・アタチュルクに指導されたトルコは、日本に倣つて西欧化・近代化を達成したが、EU加盟に関する最大の壁はイスラーム教である。ブリュッセルのテクノクラートたちにとつて、拡大欧州への道標はやはりライシテとならざるを得ないのではないか。

とはいいながら、EUがひたすら世俗化の道を歩んできたというのは誇張であると思われる。政教分離とは固定した原理というよりも、現在も動いている過程である。宗教に関しては紆余曲折の果てに、現在のEU憲法条約は、その前文においてただ一度、いささか婉曲に「ヨーロッパの文化的、宗教的及び人文主義的 (humanistic) 遺産」に言及するに止めている。条約の審議に際しては、最終の草案がヨーロッパの特性性について宗教的及び世俗的なシンボルとして、キリスト教とギリシャ・ローマ文明と啓蒙主義を明示的に掲げており、この文言が加盟諸国のカトリック教徒やキリスト教民主主義者あるいは諸国の社会主義者や自由主義者との対立を醸成していたのにかんがみ、草案のこの箇所を削除し、「諸論点にいくらか霧を吹き付けて」妥協させるために書き換えたのだという。これは先鋭なイデオロギー的対立を調整するテクノクラートの苦肉の策と思えるが、この書き換えは、直ちにローマ教皇ヨハネス・パウロ二世やギリシャ正教の司教クリストドゥーロスの手厳しい批判と抗議に曝されざるをえなかった⁽⁴⁾。そしてこの抗議に対して、欧州議会は、折りしもEU高官候補に挙げられたイタリアの政治家ロッコ・

ブッティリオーネ (Rocco Buttiglione) の就任を拒否した。拒否の理由はつまびらかにしないが、彼が熱心なカトリック教徒であり、教皇のためにその伝記を著したほどの友人であることがその一つだったことは確かである⁴⁸。

この一例をもつても明らかのように、政教分離は完結しておらず、むしろ今なお複雑な緊張関係にあるといえよう。その嵐の中で政教両者の綱引きが続けられている。一層正確にいうならば、巧みな共存関係が築かれている。本稿において中心に取り上げてきた宗教教育については、私立の宗派学校はもとより、国立学校でも宗教教育には最大限の配慮がなされており、これを許容することの根底には、政教分離と信教の自由との両立が大前提として据えられているからである。確かに自由と平等と寛容ないし政教同格の思想があるといえるのではなからうか。

もちろん仔細に観察すれば、政教分離には幾つかの種類があり、政教分離を旨としながら有力な国教会をもつイギリスとか、両者間協定を活用する「国家と教会関係の盟約的体制」(governmental system of state-church relations)をとるイタリヤ、ドイツ、オーストリアとか、国家と教会の厳格な分離を基礎にしながらも、きめ細かな結びつきを見せるフランスというような相違はある⁴⁹。しかし数世紀がかりで初期の反教会・反聖職者の態度は徐々に薄れ、多数の憲法は宗教団体に自決権を認めてきた。信教の自由とか教会の制度的独立は、加盟諸国の共通な憲法的伝統となったのである。これが歴史的ヨーロッパであり、現在のEUなのである。

最後になお付け加えるべきことがある。先に私は、宗教教育導入の提案を耳にして危惧の念を表明した。ほとんど知育しか知らない教育のもたらした戦慄的社会を連日目撃する者として、徳育の要請は歓迎しこそすれ、拒否できらるわけではない。ただ、抑え難い危惧の念を語らずにはおれない。教育テクノラトや法律テクノラトの栄光を全否定するつもりはないが、その挫折は看過できない。自信と実力は別物である。わが国の知育ですら、世界的視

野に立ち統計学的証拠に照らして見れば、決して名誉ある地位など占めていない。その反省なしに德育や宗教教育をそれに接木すれば、枝は枯れ幹も残らないのではないか。その前になすべきことは、政教分離下に宗教教育を維持した欧米のキリスト教徒の信念とその教育制度を徹底的に研究することである。もちろん英独仏を見ただけでも、その態様には相違があり、制度設計においてわが国に特有の一国モデル主義では足りない。そしてテクノクラートの法的制度比較でも足りず、根源に遡る文化比較まで進まなければならない。それは文教テクノクラートとかわが国でいう「有識者」に一任できるはなしではなく、学者、研究者はもとより、現場にある教育者に課せられた課題であり、この課題を德育や宗教教育に限るとしても、今直ちに着手すべきことは、諸国の教育制度、特に德育とか宗教教育の過去を歴史的に跡づけ、その現在を比較的に考究し、その教訓を謙虚に学び取ることであると思うのである。

注

(1) 中山茂『帝国大学の誕生——国際比較の中での東大——』、中公新書四九一、一九七八年、四一頁以下。明治一九年の帝国大学令は、帝国大学が大学院と分科大学から成るものとし(第二条)、分科大学としては、法科、医科、工科、文科及び理科の五大学を挙げている(第一〇条)。井ヶ田良治他編『資料日本近代法』法律文化社、一九八三年、一五六頁以下。

(2) 副田義也『教育勅語の社会史——ナシヨナリズムの創出と挫折』、有信堂、一九九七年、二〇頁

(3) 副田、前掲、一二九頁以下。

(4) 團藤重光・伊東乾『反骨のコツ』、第四章「裁判員制度は根なし草」、朝日出版、二〇〇七年、一三二頁—一六一頁参照。わが国の「有識者」は、職業裁判官よりも素人の「裁判員」の方が常識的で正しい判断ができるかのように考え

て裁判員制度の導入を企て、国会を通過させてしまった。死刑制度のないヨーロッパ諸国で「素人裁判」が行われるのはまだしも、死刑のある日本にこれを導入したのは危険極まりない。果たしてわが有識者たちは、司法の根幹にかかわる大改革に先んじて、比較法制度や比較法文化の面から真剣な論議を尽くしたのであるうか。職業裁判官は有識者の一部だと思いが、かれらには常識的判断ができないというのなら、有識者も非常識だとの誇りをまぬかれまい。「過ちを改めざる、これを過ちという」とは孔子の教えながら、この思想の方がはるかに常識的である。

- (5) 大木雅夫『異文化の法律家』一九九二年、二二頁以下「忘れられたカノン法」、特に二七頁参照。
- (6) グラチアアヌス教令集については、Fr. Olivier - Martin, *Histoire du Droit Français des origines à la Révolution*, p.123; Hans Schlosser, *Grundzüge der Neueren Privatrechtsgeschichte*, 10. Aufl. 2005, S. 24, 28. 大木雅夫『比較法講義』、東京大学出版会、一九九四年、三〇頁等を参照せよ。
- (7) Peter J. Katzenstein, *Multiple Modernities as Limits to secular Europeanization?* In: Timothy A. Byrnes and Peter J. Katzenstein(ed.), *Religion in an Expanding Europe*, Cambridge University Press, 2006, p. 1, p. 3.
- (8) ベイカー、小山貞夫訳『イングランド法制史概説』一九七四年、創文社、四五五頁以下。
- (9) ベイカー、小山訳、前掲、四五五頁。
- (10) 植村雅彦、『イギリス国教の定着』、岩波講座『世界歴史第一四巻』、一九六九年、四一七頁。
- (11) 中村賢二郎、『ドイツ領邦国家』、岩波講座『世界歴史第一五巻』、一九六九年、二七六頁。
- (12) Jacques Godechot, *Les institutions de la France sous la Révolution et l'Empire*, Presses universitaires de France, 1968, p. 421.
- (13) 一〇〇年以上経って、ロシア革命のときも、教会を誓として身分証書類を守ろうとしたのは教会の鐘によって参集したロシア正教の信者たちであった。明治維新を革命と見る見方がある。確かに輪王寺宮公現法親王を担ぎはしたが、戦ったのは旧幕臣であり、しかも仏教の名においてではない。
- (14) Brigitte Bassetant - Gaudemet, *State and Church in France*, in: Gerhard Robbers(ed.), *State and Church in the European Union*, 2005, p. 159f.

- (15) David McClean, State and Church in the United Kingdom, in : Gerhard Robbers (ed.), supra note (14)), p. 554.
- (16) McClean, op. cit., p. 555.
- (17) Gerhard Robbers, State and Church in Germany, G.Robbers(ed.), op. cit., p. 77.
- (18) G. Robbers(ed.), op. cit., p. 77.
- (19) Peter J. Katzenstein, Multiple modernities as limits to secular Europeanization?, in: Timothy A. Byrnes and Peter J. Katzenstein(ed.), Religion in an Expanding Europe, Cambridge University Press, 2006, p. 5.
- (20) Basdevant - Godemet, op. cit., p.157.
- (21) Grace Davie, Religion in Britain Since 1945: Believing Without Belonging, Oxford, ibid. Religion in Modern Europe: A Memory Mutates, Oxford University Press, cited by José Casanove, Religion, European secular identities, and European integration, Byrnes and Katzenstein(ed.), op. cit., p. 65 et s.
- (22) Gerhard Robbers, State and Church in the European Union, in : G. Robbers(ed.), op. cit., p. 578.
- (23) 古屋安雄, 「イギリスの大学事情」, Seigakuin University General Research Institute NEWSLETTER, vol. 16-3, 2006, 三頁。
- (24) 池端次郎 『西洋教育史——教職科学講座第三巻』, 福村出版, 一九九四年, 一四六頁以下。
- (25) Neville Harris, Education, Law and Diversity, Oxford and Portland, Oregon, 2007, p. 429.
- (26) “public school” は、地方的な学校 (local school) と異なり、全国の名門子弟を集める全国的な学校の意味である。アメリカの public school とは異なることに注意されたい。
- (27) Harris, op. cit., p. 430f.
- (28) 沖原 豊編 『世界の学校』, 東信堂, 一九八七年, 四〇頁。学務をあずかる職員会議は一学期に一回程度。日常的問題は、教師たち (全体の八割は女性) が休み時間などに集まって決めてしまうという。細目にわたって教職員の活動や拳措に干渉を加えるのは、有害無益であらう。
- (29) Harris, op. cit., p. 432f.
- (30) Harris, op. cit., p.137.

- (31) ドイツの教授は講義時間開始から一五分遅く開始し、これもまた「大学の自由」だなどということがわが国に伝えられているが、これは誤りであろう。大抵の授業は一時間であるが、時間割には、“*um tempore*”と注記されており、これは一五分間の移動時間を含むという意味である。授業時間が四五分の場合には、“*sine tempore*”と注記しており、授業開始前一五分内に指定の教室に移動し、授業そのものは指定時間に開始し、四五分後に終了することを意味している。授業時間を一時間に行っているのは、人間、そして若者の精神的緊張は一時間が限度だからとされる。最近わが国でも授業は一時間半に縮められているが、それにしてもこの講義時間は合理的でない。
- (32) 池端次郎編『西洋教育史』、福村出版、一九九四年、八八頁。
- (33) Gerhard Robbers(ed.), *op. cit.*, supra note 15, p.78, p. 80.
- (34) G. Robbers(ed.), *op. cit.*, supra note 15, p. 85.
- (35) G. Robbers, *op. cit.*, p.78.
- (36) Robbers, *op. cit.*, p.86.
- (37) 布教辞令交付の権限は国がもっているが、神学の教授に欠員が生じた場合には、国がその欠員補充の義務を負うほどである。Robbers, *ibidem*.
- (38) C・H・トーンソン／諏訪幸男訳『中世ヨーロッパ精神史』、一九七三年、二一〇頁。
- (39) 池端次郎編、前掲、一一七頁。
- (40) Jacques Godechot, *op. cit.*, supra note 10, p.734 et s.
- (41) Brigitte Basdevant-Gaudemet, *op. cit.*, supra note 11, p.173.
- (42) Basdevant -Gaudemet, *op. cit.*, p.173.
- (43) 門前貞三「フランスの学校」、沖原 豊編『世界の学校』、東信堂、一九八七年、六七頁以下。
- (44) Basdevant -Gaudemet, *op. cit.*, p.170.
- (45) Katzenstein, *op. cit.* supra note 17, p.1.
- (46) José Casanova, Religion, European secular identities and European integration, in: Byrnes & Katzenstein, *op. cit.*, supra

note 19, p. 65.

(47) Katzenstein, *op. cit.*, supra note 19, p. 3.

(48) Katzenstein, *ibidem*.

(49) Gerhard Robbers, *op. cit.*, supra note 20, p. 578f.